

東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

東大和市地区計画区域内建築条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|---|--|
| 8 | 平成29年東大和市告示第49号に定める立川都市計画東京街道団地地区地区計画により地区整備計画が定められた区域（以下次表において「東京街道団地地区整備計画区域」という。） |
|---|--|

別表第2に次のように加える。

8 東京街道団地地区整備計画区域

| 地区 | 建築物の用途の制限 | 容積率の最高限度 | 建ぺい率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 | 建築物の最高高さの最高限度 | 建築物の形態又は意匠の制限 | 垣又はさくの構造の制限 |
|---------|---|----------|-----------|---------------|--|---------------|---------------|-------------|
| 中高層住宅地区 | <p>次に掲げる建築物 1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 2 畜舎 3 原動機を使用する工場 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> | 10分の15 | 10分の5 | — | <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から立川都市計画東京街道団地地区地区計画の計画図3（以下「東京街道団地地区地区計画図3」という。）に示す区画道路又は立川都市計画道路境3・4・2号清水野火止線の道路境界線までの距離は、東京街道団地地区地区計画図3に示す壁面の位置の制限に係る距離以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>(4) 管理事務所</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 調査派出所、公衆電話所その他これらに類する施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> | — | — | — |

| | | | | | |
|----------|--|---|---|---------------|--|
| 生活関連施設地区 | 次に掲げる建築物 1 ホテル又は旅館 2 自動車教習所 3 畜舎 4 自動車修理工場 5 危険物の貯蔵又は処 理に供するもの | — | — | 200平 方メートル | |
|----------|--|---|---|---------------|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。